

高齢者対象大学（亀田老人大学・高齢者大学湯川校）実施業務プロポーザル募集要項

函館市が実施する「高齢者対象大学(亀田老人大学・高齢者大学湯川校)実施業務」の最も適した委託先を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

1 事業の目的

高齢者が楽しみながら知識や教養を身に付け、仲間づくりを通して生きがいのある生活を実現し、豊富な社会経験・人生経験を地域社会に活かすための学習の場を提供することを目的とする。

2 業務内容

(1) 業務概要

高齢者の多様な知識や経験を活かし、社会参加や学習の機会を拡充することで、健康づくりや生きがいづくりに資する事業の企画立案、講座実施等の当該業務に係る一切の業務とする。詳細については、別添「仕様書」を確認すること。

(2) 委託料上限額

2, 686千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

この金額には、事業遂行に必要な以下のものを含む。

- ・人件費
- ・講師謝礼金
- ・会場使用料
- ・施設利用者の賠償保険料
- ・その他消耗品費

3 プロポーザルについて

(1) 選定方法 公募型プロポーザル方式

(2) 最適提案候補者の選定

プロポーザルの実施にあたり、高齢者対象大学（亀田老人大学・高齢者大学湯川校）実施業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、応募書類等の審査および応募者によるプレゼンテーションの内容を審査し、最適提案候補者を選定する。

(3) 最適提案者の決定

選定委員会で選定された最適提案候補者について選定委員会の意見を踏まえ、市が最適提案者として決定する。

(4) プロポーザル選定委員会事務局

函館市教育委員会生涯学習部生涯学習文化課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3444 FAX (0138) 27-7217

電子メール syougaibunka@city.hakodate.hokkaido.jp

(5) プロポーザルの日程

平成31年(2019年)3月6日(水)	募集要項の配布
平成31年(2019年)4月2日(火)	質問書・参加表明書および 法人概要書の提出期限
平成31年(2019年)4月8日(月)	応募書類の提出期限
平成31年(2019年)4月17日(水)	プレゼンテーションの審査
平成31年(2019年)5月上旬頃	最適提案者の選定および決定

4 応募について

(1) 応募資格要件

函館市内に主たる事務所を有し、法人格を有する企業・団体等であること。

(2) 応募者の制限

応募者は、次の要件を満たしているものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- イ 函館市競争入札参加資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ウ 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- オ 審査委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人でないこと。

5 手続きについて

(1) 募集要項の配布

- ア 配布

平成31年3月6日（水）から4月2日（火）までの土・
日曜日および祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

イ 配布場所

本要項3（4）と同じ

来庁できない場合は、函館市ホームページからダウンロードできる。

アドレス

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2018032200044/>

(2) 質問書の提出

ア 提出期限

平成31年4月2日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法

質問書（様式1）により、持参または電子メールとする。

電子メールの場合は、提出期限の時間内に到達したものまで有効とする。

ウ 提出場所 本要項3（4）と同じ

エ 回答

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載する。

なお、質問の回答内容は、本要項の追加または修正とみなす。

(3) 参加表明書および法人概要書の提出

ア 提出期限

平成31年4月2日（火）午後5時30分まで

イ 提出方法

参加表明書（様式2）および法人概要書（様式3）を持参。

ウ 提出場所 本要項3（4）と同じ

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限等

平成31年4月8日（月）午後5時30分まで（必着）

受付は土・日曜日および祝日を除く午前8時45分から午後5時30分
までとする。

イ 提出方法

ウの提出書類を持参。

ウ 提出書類

(ア) 応募申込書（様式4-1）

(イ) 誓約書（様式5）

(ウ) 類似事業実績書（様式6）

(エ) 業務受託金額（様式7）

(オ) 提案書（様式8）

- (カ) 収支計画書（様式9）
- (キ) 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- エ 提出場所 本要項3（4）と同じ
- オ 提出部数
 正本（1部）および副本（9部）
- カ 用紙の規格等
 用紙はA4判を使用し，片面印刷とし，左肩でクリップ留めする。
- キ その他
 期限までに提案書等の提出がない場合は，参加の意思がないものとみなす。

6 選定および決定について

(1) 選定委員会

プロポーザルに係る最適提案候補者の選定は，学識経験者および市職員で構成された選定委員会が実施する。

(2) 選定審査方法等

応募書類等の審査，応募者によるプレゼンテーションを実施し，最適提案者を決定する。

ア 応募者多数の場合は，応募書類等の審査による第1次選定を実施し，プレゼンテーションを実施する第2次選定の参加者を選定したうえで，プレゼンテーションを実施することがある。

イ 応募者が1者の場合でも，市が定める基準に達している場合は最適提案者として選定する。

ウ プレゼンテーションを実施する時間については，別途通知する。

(3) 審査結果

ア 審査の結果は，提案者全員に通知する。

イ 最適提案者は提案者名を函館市ホームページ上で公表する。

ウ 選定結果に関する問い合わせ，異議申立ては，一切受付けない。

(4) 審査の視点および配点

下記の視点により評価を行う。

ア 業務の運営	(30点)
イ 業務遂行計画	(20点)
ウ 類似事業実績	(10点)
エ 業務受託金額	(10点)
オ 業務実施の確実性	(30点)
合 計	100点

7 契約について

選定の結果，最適提案者として決定した者と所定の手続きにより，委託契約を締結し，契約内容は，本市と協議のうえ提案書に基づき決定する。

8 その他

応募費用および応募書類等に関する取り扱いは，次のとおり。

- ・ 応募に係る一切の費用は，全て応募者の負担とする。
- ・ 応募書類等は返却しない。
- ・ 応募書類等に係る著作権は，各応募者に帰属する。
- ・ 応募書類等は，本プロポーザルに関わる業務に用いる場合は，市がこれを無償で複製し，使用することができる。